

寒川町教科用図書採択検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 寒川町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う教科用図書の採択に資するため、寒川町教科用図書採択検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、町立学校において使用する教科用図書の採択に関し必要な事項について調査し、検討して教育委員会に報告する。

(組織)

第3条 検討委員会の定数は委員12名以内とし、教育委員会委員及び次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱した者で構成する。

- ・ 校長会
- ・ 教育研究会
- ・ 保護者

2 前項各号に掲げる委員の任期は、委嘱の日から同年度末までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、教育長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長の指名する委員をもって充てる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 検討委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(調査員)

第6条 検討委員会は、調査員を置くことができる。

- 2 調査員は、神奈川県教育委員会から提示された資料その他の資料を参考にして教科用図書について調査及び研究を行い、採択に関し必要な資料を作成し、検討委員会に報告する。
- 3 調査員は、学校教育に経験豊かな者のうちから教育委員会が委嘱する。
- 4 調査員の職務、任期、その他調査員に関し必要な事項は、教育委員会が定める。
- 5 教科用図書の調査及び研究については、茅ヶ崎市教育委員会と共同して行う。

(経費)

第7条 検討委員会及び町立学校教員である調査員に要する経費は、寒川町が負担する。

(委員等の公正確保)

- 第8条 委員及び調査員は、教科用図書の採択に直接の利害関係を有しない公正な立場の者をもって、これに充てる。
- 2 委員及び調査員が前項に反するに至った場合には、その職を解くものとする。

(庶務)

第9条 検討委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。